

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と、コンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織と役割)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置き、その役割を遂行する。

(1) コンプライアンス担当理事

〈役割〉

コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案、実施し、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。コンプライアンス施策の実施の最終責任者、コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者、コンプライアンス委員会の委員長とする。コンプライアンス担当理事は、委員長として定例委員会を招集し、毎年開催する。また、必要があると認めるときは、いつでも臨時委員会を招集することができる。

(2) コンプライアンス委員会

〈役割〉

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長、コンプライアンス統括部門長で構成する。必要に応じて外部有識者を委員として構成することができる。役割はコンプライアンス施策の検討及び実施、コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング、コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討と結果とその公表、コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討と結果とその公表、再発防止策の策定と実施の徹底と必要に応じた公表。その他コンプライアンス担当理事が指示した事項の実施を行う。

(3) コンプライアンス統括部門

この法人の管理部をコンプライアンス統括部門とする。

〈役割〉

コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を上げるための方針や施策等を検討し、実施する。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第4条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。コンプライアンス統括部門長は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちにコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて対応する。ただし、役職員が緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第5条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を定期的に行い、役職員はその研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第6条 職員が第4条に定める報告を適切に行わなかった場合には、懲戒処分に処する。懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、理事会が決議して報告とし、職員の場合は懲罰委員会の決定を受けて、就業規則に従って代表理事がこれを行う。

懲戒処分を行う。役員については自主的に報酬を減額することを妨げない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2023年3月22日から施行する。(2023年3月22日理事会決議)